



一般社団法人 日本製薬医学会

製薬医学認定医士試験:筆記試験および口頭試問に関する規程

0. 適用

この規程では、製薬医学認定医士試験委員会が製薬医学認定医士制度規則第 2 章に定める製薬医学認定医または認定士の評価を行う際の実施する資格試験の手順と、教育部会が実施する認定医または認定士の判定と認定更新について定義する。

1. 受験に必要な手続き

受験資格(第 5 条)、申請書類(第 6 条)に従って、日本製薬医学会認定試験委員会に受験を申請し、基準を満たす者に対して筆記試験および口頭試問を行う。

認定試験は、毎年開催する(筆記試験および口頭試問は、同日に行う)。尚、受験者の受験回数は制限しない。

筆記試験に臨む前に製薬医学認定試験の受験資格を確認したい場合は、認定試験委員会に問い合わせる。

2. 筆記試験

筆記試験は、臨床試験関連分野を含む、創薬から市販後に至る製薬医学の全領域のなかから出題し、製薬医学認定医または製薬医学認定士としての知識を有していることを確認する事を目的としている。

3. 口頭試問

日本製薬医学会認定試験委員会が、筆記試験結果を適切と認めた受験者は、口頭試問を受験することができる。製薬医学認定医または製薬医学認定士としての知識とともに適切な人格、コミュニケーション能力を有している事を確認する事を目的とする。認定試験委員による口頭試問を行い、複数の委員による判定を行う。

4. 試験結果の判定

教育部会が作成する試験の方針に従い、筆記試験および口頭試問の結果が優れていると総合判定した場合に、日本製薬医学会認定の製薬医学認定医または製薬医学認定士としての評価を付与する。

5. 認定更新

製薬医学認定医(または認定士)の更新の際は第 7 条に従って手続きを行う。



一般社団法人 日本製薬医学会

企画別単位表

単位の対象となる企画とその参加単位数は以下のとおり。

- 日本製薬医学会 年次大会への参加：10単位。演者/座長はさらに5単位追加（1年間に5単位まで）またさらに年次大会プログラム委員：5単位追加（1年間）
- 日本製薬医学会が主催するセミナーへの参加：5単位（1年間に10単位まで）。企画者・演者はさらに5単位追加（1年間に5単位まで）
- 論文掲載：製薬医学の普及・啓発に関連するもの^(注)（著者順に関わらず）：5単位（1年間に10単位まで）
- 日本製薬医学会の提言や基準などワーキングメンバーとして成果物作成：5単位（1年間に5単位のみ）
- 大阪大学 Pharmatrain コースの講師：5単位（1コマ以上 1年間に5単位のみ）
- 認定試験問題作成・口頭試問委員：5単位（1年間に5単位のみ）

更新時の単位は自己申告要（参加証明書類の添付。但し、JAPhMed 主催のイベントに関しては参加証明書類添付不要）

（注）認定試験委員会が判断する

経過措置 細則

経過措置として、以下の年度に関しては更新単位を以下のとおり定める。

2022 年更新 20単位

2023 年更新 20単位

2024 年更新 30単位

2025 年更新 40単位

2026 年更新 50単位

経過措置として、2021 年度以降の新規認定医士、更新する認定医士に対しては認定期間の終了日を認定開始日から 6 回目の 3 月 31 日とする。認定開始日が 4 月 1 日となった時から、通常の 5 年間とする。